

しあわせ福井スポーツ協会 倫理規程

(目 的)

第1条 この規程は、しあわせ福井スポーツ協会（以下「協会」という。）の役員等および職員（以下「役・職員」という。）が事業を遂行する上での倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 協会会則第5条に規定する役員および第28条に規定する専門委員会の委員をいう。
- (2) 職員 協会会則第37条に規定する事務局職員をいう。

(基本的責務)

第3条 役・職員は、協会会則第3条に規定する目的を達成するために、協会の関係規程に基づき各種事業等を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役・職員は、協会の各事業遂行にあたっては次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 暴力、セクシュアルハラスメント、ドーピング、薬物乱用等の行為をしてはならない。
- (2) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (3) 日常の行動について、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (4) 自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- (5) 経理処理に関しては、常に適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- (6) 各種大会への代表選手や表彰等の選考に当たっては、選考基準にのっとり、より公平かつ公正に行い、要望があった場合には選考過程等を公開しなければならない。
- (7) その他一般的な倫理に反し、著しく社会的信頼を損なう行為等をしてはいけない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、協会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会は、理事その他必要と認められる者をもって構成するものとし、会長がこれを委嘱する。

(遵守事項に違反した場合の対処等)

第6条 この規程に違反していると疑われる行為がある場合は、会長は、直ちに調査を実施し、調査の結果、この規程に違反する行為があったと判断した場合は、倫理委員会の意見を聴取した上で理事会に諮り、必要な措置をとるものとする。

(会員の責務)

第7条 協会の会員（法人、団体にあつては、その構成員）は、この規程の目的および内容を十分に理解し、それぞれが倫理の確保に努めなければならない。

附則 この規程は、平成26年4月28日から施行する。